

## 流山市チャイルドシート貸出事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、チャイルドシート等を乳幼児等の養育者に相応期間貸し出すことによって、自動車乗車中の乳幼児の安全を守り、もってその普及を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) チャイルドシート等 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の3第3項に定める幼児用補助装置をいう。
- (2) 運転免許証 法第84条第2項に定める普通自動車を運転することができる免許証をいう。
- (3) 母子手帳 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条に定める母子健康手帳をいう。
- (4) クリーニング店 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第1項に定めるクリーニング業をいう。
- (5) 借受者 当貸出事業によりチャイルドシート等を借受けするものをいう。
- (6) 貸出者 当貸出事業によりチャイルドシート等を貸出すもので、この要領において流山市をいう。

### (貸出物品)

第3条 当事業で貸出を行うチャイルドシート等は、次の各号のとおりとする。

- (1) チャイルドシート（新生児、幼児用）  
適応体重 新生児から18kg以下  
（新生児とは、体重2.5kg以上かつ在胎週数37週以上）
- (2) ジュニアシート（幼児、児童用）  
適応体重 9kg以上36kg以下  
（ただし、主に18kg以上の児童を対象とする）

### (貸出要件)

第4条 借受者は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 流山市内に住所を有している者。
- (2) 運転免許証を所持している者。
- (3) 6歳未満の乳幼児を養育している者。
- (4) 当該チャイルドシート等を取り付ける自動車の後部座席に、3点式シートベルトが装着されていること。

(貸出制限)

第5条 当事業によるチャイルドシート等の貸出しは、1世帯あたり1回、1台限りとする。ただし、双生児等の多胎児で、前条の要件を満たしている場合は、対象の多胎児の人数を限度とし、必要台数を貸出すことができる。

(貸出期間)

第6条 チャイルドシート等の貸出期間は、180日間とし、延長はできないものとする。ただし、貸出期間満了日が閉庁日にあたる場合は、その日後において最も近い開庁日を貸出期限とする。

2 前項の期間には、クリーニングの期間を含むものとする。

(費用負担)

第7条 チャイルドシート等の借受料は無料とする。ただし、次の各号の場合はこの限りでない。

- (1) チャイルドシート等の返却時におけるクリーニングに要する費用。
- (2) 借受者の故意又は過失によってチャイルドシート等の本体、付属品、又はその他の部品を破損、汚損又は紛失した場合の、原状に復するために要する費用。

(借受予約)

第8条 チャイルドシート等の借受をしようとする者は、専用ホームページ又は貸出者の担当窓口にて、借受希望日の2か月前から借受の予約をすることができる。

(借受申請)

第9条 チャイルドシート等を借受しようとする者は、貸出者にチャイルドシート借受申請書(様式第1号)又はジュニアシート借受申請書(様式第1号の2)を提出するとともに、次の各号にあげる書類を提示し又は必要に応じ写しを提出しなければならない。

- (1) 借受者の運転免許証
- (2) チャイルドシート等を利用する乳幼児の母子手帳

(3) チャイルドシート等を取り付ける自動車の車検証

- 2 前項3号に規定される書類は、チャイルドシート等を取り付ける自動車がレンタカー又はカーシェアリング等の自家用車でない場合、借受者と自動車との関係が分かる書類をその代わりとすることができる。
- 3 当事業によりチャイルドシート等を借受しようとする者は、貸出者の担当係員とともに貸出品に不備及び不具合等がないか確認を行ったうえで、前条による申請書に記載及び署名を行う。

(借受物品の返却)

第10条 借受者は、チャイルドシート等の借受期間が満了したとき又は第4条に規定する貸出の要件を欠いた際は、貸出者に遅滞なく当該チャイルドシート等を返却しなければならない。

- 2 借受者は、当該チャイルドシート等を返却するときは、その使用の有無にかかわらず、チャイルドシート等の取扱説明書等で洗たく可能なものは、クリーニング店にて洗たくしたうえで返却しなければならない。

なお、洗たくができないものについては、取扱説明書にしたがい、適切に清掃を行った上で、これを返却するものとする。

- 3 前項の場合において、借受者はクリーニングを行った証として、クリーニング店のタグ等を取り付けた状態で返却し、客観的に適切な清掃が行われたことが確認できるようにしなければならない。
- 4 借受者は、チャイルドシート等を返却するときは、あらかじめその本体、付属品、及びその他の部品の不足及び破損がないかを確認しなければならない。また、返却の際は貸出者とともにその内容を確認し、第9条にて提出した申請書に、その内容を記載する。

(借受者の責務)

第11条 借受者は、その責任において同封の取扱説明書等をよく読み、自動車の後部座席の3点式シートベルトに正しくチャイルドシート等を取り付け、使用しなければならない。

- 2 借受者は、チャイルドシート等の借受けにあたって、次の各号の行為を行ってはならない。

(1) チャイルドシート等の原状を変更すること。

(2) 当貸出事業の目的に反しチャイルドシート等を使用又は利用すること。

(3) チャイルドシート等を譲渡し、転貸し、売却し又は担保に供すること。

(4) 貸出期間を超えてチャイルドシート等を利用すること。

(5) その他、第9条に定める借受申請書の内容と異なる利用をすること。

3 借受者は、住所等の借受申請時の内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを届出なければならない。

4 借受者は、チャイルドシート等の使用に際し、何らかの理由によりチャイルドシート等の本来の機能が損なわれる破損等があった場合は、速やかに使用を中止するとともに、貸出者にその内容を連絡しなければならない。

(賠償責任)

第12条 借受者は、借受者の故意又は過失によってチャイルドシート等の本体、付属品、又はその他の部品を破損、汚損又は紛失した場合は、借受品の故障及び破損等の報告(様式第2号)を貸出者に提出するとともに、借受者の責任において原状に復するものとする。ただし次の各号の場合はこの限りでない。

(1) 交通事故

(2) 盗難

(3) その他、やむを得ない事情と認められる場合

2 前項ただし書きの場合、それが客観的に確認できる書類とともに、借受品の事故等の報告(様式第3号)を提出しなければならない。

(免責事項)

第13条 貸出者は、借受者等がチャイルドシート等により何らかの損害、損傷等を負っても一切の賠償の責任を負わない。なお、チャイルドシート等に死亡及び損害等の保険は伴わない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(流山市チャイルドシート貸与事業実施要領の廃止)

2 流山市チャイルドシート貸与事業実施要領(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行日前に、当事業により借受けたチャイルドシートについては、従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。

管理 番号	
----------	--

様式第 1 号

年 月 日

チャイルドシート借受申請書

(宛先) 流山市長

住所 流山市

氏名 (運転者)

申請者

電話番号 1 ( )

電話番号 2 ( )

私は、下記確認事項を承諾し、チャイルドシートを 台、借受けます。

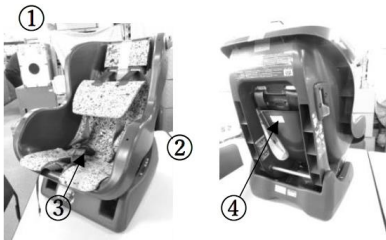
子ども	(ふりがな) 氏 名	( )	続柄	
	生年月日	※出産予定の場合は、出産予定日 年 月 日 年齢 ( 歳)		
取付車両	1 自家用車 2 その他 ( )		確認書類 車検証・ ( )	
借受期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

【承諾事項】

- このチャイルドシートの取り付けは、「取扱説明書」等をよく読み、借受者の責任において適切に行ってください。貸出者は、借受者等がこのチャイルドシートにより何らかの損害、損傷等を負っても一切の賠償の責任は負いません。また、このチャイルドシートには、損害保険等はありません。
- チャイルドシートの借受期間が終了したときは、取扱説明書にしたがい、洗たく可能なものについては、使用の有無にかかわらず、すべて借受者の負担にてクリーニング店においてクリーニングを行ってください。なお、クリーニングを行った証として、クリーニング店のタグ等を取り付けた状態で、本体及び付属品一式とともに返却してください。返却の際は、部品等の不足や破損がないか窓口職員とともに確認をしていただきます。
- 借受者は、チャイルドシートの借受に際し、次の行為を行ってはいけません。
  - (1) チャイルドシートの原状を変更すること。
  - (2) 当貸出事業の目的に反しチャイルドシートを使用又は利用すること。
  - (3) チャイルドシートを譲渡し、転貸し、売却し又は担保に供すること。
  - (4) 貸出期間を超えてチャイルドシートを利用すること。
- 借受者の故意又は過失によってチャイルドシートの本体、付属品、又はその他の部品を破損、汚損又は紛失した場合は、借受者の責任において原状に復してください。

上記承諾事項を承諾し、チャイルドシートに不備及び不具合がないことを確認して借受けました。

署名 \_\_\_\_\_

貸出時 (部品の欠損、破損など)	貸出物品 一覧	返却時 (部品の欠損、破損など)
①本体 ②ウレタン (胴体・頭部・脚部2ヶ) ③ベルト・差込み金具 ④ベルト収納カバー 〇なし 〇あり ( )		〇なし 〇あり ・破損 ・紛失 ・その他 ( )
①本体カバー ②インナークッション (頭部・胴体部) ③エッグショックパット 〇なし 〇あり ( )		〇なし 〇あり ・破損 ・紛失 ・その他 ( )
①乳児用肩ベルトカバー ②幼児用肩ベルトカバー 〇なし 〇あり ( )		〇なし 〇あり ・破損 ・紛失 ・その他 ( )
①角度チェッカー ②取扱説明書 〇なし 〇あり ( )		〇なし 〇あり ・破損 ・紛失 ・その他 ( )

貸出状況	<input type="checkbox"/> 問題なし	確認者
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
	上記内容で借受けます。 年 月 日	
署名		

返却状況	<input type="checkbox"/> 問題なし	確認者
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
	上記内容で返却します。 年 月 日	
署名		

管理 番号	
----------	--

様式第1号の2

年 月 日

### ジュニアシート借受申請書

(宛先) 流山市長

住所 流山市

氏名 (運転者)

申請者

電話番号1 ( )

電話番号2 ( )

私は、下記確認事項を承諾し、ジュニアシートを 台、借受けます。

子ども	(ふりがな) ( ) 氏 名	続柄
	生年月日	年 月 日 年齢 ( 歳)
取付車両	1 自家用車 2 その他 ( )	確認書類 車検証・ ( )
借受期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

**【承諾事項】**

- このジュニアシートの取り付けは、「取扱説明書」等をよく読み、借受者の責任において適切に行ってください。貸出者は、借受者等がこのジュニアシートにより何らかの損害、損傷等を負っても一切の賠償の責任は負いません。また、このジュニアシートには、損害保険等はありません。
- ジュニアシートの借受期間が終了したときは、取扱説明書にしたがい、洗たく可能なものについては、使用の有無にかかわらず、すべて借受者の負担にてクリーニング店においてクリーニングを行ってください。なお、クリーニングを行った証として、クリーニング店のタグ等を取り付けた状態で、本体及び付属品一式とともに返却してください。返却の際は、部品等の不足や破損がないか窓口職員とともに確認をしていただきます。
- 借受者は、ジュニアシートの借受に際し、次の行為を行ってはいけません。
  - (1) ジュニアシートの原状を変更すること。
  - (2) 当貸出事業の目的に反しジュニアシートを使用又は利用すること。
  - (3) ジュニアシートを譲渡し、転貸し、売却し又は担保に供すること。
  - (4) 貸出期間を超えてジュニアシートを利用すること。
- 借受者の故意又は過失によってジュニアシートの本体、付属品、又はその他の部品を破損、汚損又は紛失した場合は、借受者の責任において原状に復してください。

上記承諾事項を承諾し、ジュニアシートに不備及び不具合がないことを確認して借受けました。

署 名 \_\_\_\_\_





様式第2号

年 月 日

### 借受品の故障・破損等の報告

(宛先) 流山市長

住所 流山市  
申請者 氏名 (運転者)  
電話番号

借受をしていた下記の物品について、誤って故障・破損等が発生したので、復旧の上、報告します。

借受品	<input type="checkbox"/> チャイルドシート (ウィゴ-LG、ココロS) <input type="checkbox"/> ジュニアシート (ジョイトリップ)	貸出 番号	
借受期間	年 月 日 ~	年 月 日	

#### 故障・破損等の状況

箇所	<input type="checkbox"/> 本体 <input type="checkbox"/> 部品 ( )	状況	<input type="checkbox"/> 故障 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( )
原因	※故障・破損等の際の状況を記入すること。		
復旧	<input type="checkbox"/> 同一品への交換 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 同等品への交換	

#### ※処理欄

破損状況			
復旧の状態	<input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分	継続貸出 の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ( )
備考			確認者

様式第3号

年 月 日

### 借受品の事故等の報告

(宛先) 流山市長

住所 流山市  
申請者 氏名 (運転者)  
電話番号

借受をしていた下記の物品 (物品を取り付けていた車両等) について事故等が発生したため、使用を中止するとともに、それを証明する書類を添付の上、報告します。

借受品	<input type="checkbox"/> チャイルドシート (ウィゴーLG、ココロS) <input type="checkbox"/> ジュニアシート (ジョイトリップ)	貸出 番号	
借受期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

#### 事故等について

内容	<input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> その他 ( )
発生日	年 月 日 時 分頃
発生場所	
状況	

#### ※処理欄

借受品の状況			
状態	<input type="checkbox"/> 全損 <input type="checkbox"/> 一部破損	継続貸出 の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ( )
事故等について			
事故等の 確認書類	<input type="checkbox"/> 事故証明書 <input type="checkbox"/> 盗難届 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
備考		確認者	